

規制に係る事前評価書（要旨）

【 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 】

規制の内容	愛がん動物用飼料の製造等に関する規制の新設		
担当部局	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	電話番号：03-5521-8331	E-mail：shizen-some@env.go.jp
評価実施時期	平成20年2月25日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>愛がん動物用飼料の安全性を確保し、愛がん動物の健康を保護するために、以下の規制を行う。 農林水産大臣及び環境大臣は愛がん動物用飼料について基準及び規格を定め、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入及び販売を禁止する他、有害な物質を含み、又はそのおそれがある愛がん動物用飼料等の製造等を禁止できることとする。これらの飼料が流通した場合、農林水産大臣及び環境大臣は廃棄・回収の命令を行うことができることとする。また、愛がん動物用飼料の製造業者等に、事業開始の届出、製造等の帳簿への記入を義務付ける。</p>		
	関連条項	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第5条～第10条	
想定される代替案	代替案 上記の規制を、国ではなく都道府県が行うこととする。		
	代替案		
規制の費用	費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
(遵守費用)	有害な愛がん動物用飼料の製造等をしていった事業者については、基準遵守のための金銭的負担が発生する。また、愛がん動物用飼料の製造業者等に届出、帳簿記入等による事務的負担が生じる。	上記の規制を行った場合と同様の費用が発生する。	
(行政費用)	愛がん動物用飼料の基準等を設定するための検討による事務的負担が発生する。立入検査等を行うための事務的負担が発生する。	国が行う場合以上に事務的負担が増大する。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
	愛がん動物の健康被害が発生した場合、飼い主が負う精神的負担及び治療のために要する金銭的負担は極めて大きく、これらの被害を防ぐことにより得られる便益もまた極めて大きい。	各都道府県が基準等を様々に設定した場合、国が行う場合と比較して便益が低下するおそれがある。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記の費用分析及び便益分析から、本法に規定する措置により愛がん動物用飼料の安全性を確保することにより得られる便益は大きく、これによる費用は、当該便益に比して合理的な範囲のものであると言える。このため、本法により愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことが適切である。また、これらの規制は国により行われるべきである。		
有識者の見解その他の関連事項	「ペットフードの安全確保に関する研究会」（農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長の委嘱による研究会）において、十分な安全を確保するための法規制を導入すべき旨の提言がなされている。両省による「ペットフードの安全に対する国民意識調査」においても、40%を上回る回答において、法規制の導入に対する期待が示されている。		
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。		
備 考			

規制に係る事前評価書

法令の名称	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
政策の名称	愛がん動物用飼料の製造等に関する規制の新設
担当部局・評価者	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 植田明浩 電話番号: 03-5521-8331 E-mail: shizen-some@env.go.jp
評価実施時期	平成20年2月25日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	昨年3月米国において、愛がん動物用飼料(ペットフード)が原因となって犬及び猫がそれぞれ約2000匹死亡する事故が発生した。我が国においても同様に、愛がん動物用飼料による愛がん動物(ペット)の健康被害の発生が懸念される。このため、愛がん動物用飼料の安全性を確保し、愛がん動物の健康を保護する必要がある。
内容	農林水産大臣及び環境大臣は愛がん動物用飼料について基準及び規格を定め、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入及び販売を禁止するほか、有害な物質を含み、又はそのおそれがある愛がん動物用飼料等の製造等を禁止できることとする。さらに、これらの飼料が流通した場合、農林水産大臣及び環境大臣は廃棄・回収の命令を行うことができることとする。また、愛がん動物用飼料の製造業者等に、事業開始の届出、製造等の帳簿への記入を義務付ける。
関連条項	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第5条～第10条
必要性	愛がん動物用飼料の安全性を確保するためには、まず、有害な愛がん動物用飼料を流通させないために、基準及び規格の設定並びにこれらに合わない愛がん動物用飼料等の製造等の禁止が必要である。また、当該飼料が流通した場合には廃棄等の命令を行えることが不可欠であり、このためには、命令をすべき事業者を把握するために届出及び帳簿の記入を義務付ける必要がある。 これまで事業者による自主的な取組は行われているが、すべての事業者に適用されるものではなく、また、遵守されるべき統一的な基準等を設定することは困難である。上記の措置をすべての事業者に統一的、確実に行わせるためには、事業者の自主的な取組等に委ねるのみならず、行政が法的に対応する必要がある。
費用	
遵守費用	これまで愛がん動物にとって有害な飼料の製造等を行っていた事業者であれば、基準を遵守するための製造方法の変更等のために金銭的負担が発生することとなるが、このような事業者は希であると考えられる。この他、届出、帳簿の記入等により、愛がん動物用飼料の製造等を行う事業者に対し、事務的負担が発生する。
行政費用	愛がん動物用飼料の基準及び規格を設定するための審議会における検討等により事務的負担が発生する。また、農林水産大臣及び環境大臣等が立入検査等を行うための事務的負担が発生する。
その他の費用	特になし。
便益	今日、国民にとって愛がん動物の重要性は非常に高まっており、その健康を保護することの必要性も増大している。死亡事故等愛がん動物の健康被害が発生した場合、飼い主が負う精神的負担及び治療のために要する金銭的負担は極めて大きい。このため、愛がん動物用飼料の安全性を確保することでこのような被害を防ぎ、愛がん動物用飼料を安心して利用できることによる便益もまた極めて大きい。

想定される代替案	
上記の規制を、国ではなく都道府県が行うこととする。	
費用	
遵守費用	上記の規制を行った場合と同様の費用が発生する。愛がん動物用飼料の基準等を各都道府県が設定する場合、様々な基準等が定められ事業者の対応が困難となり、基準を遵守するための費用が増大するおそれがある。

代替案	行政費用	愛がん動物用飼料は県境を越えて広域に流通しているため、都道府県がその実態を把握することは国と比較した場合困難であるほか、各都道府県間において業務に重複が発生するおそれがある。このため、国が行う場合と比較して、事務的負担が増大し、行政の効率化に反することとなる。 愛がん動物用飼料の基準等の設定についても、各都道府県が行う場合、国において一元的に行う場合と比較して行政の事務的負担が増大する。
	その他の費用	特になし。
	便 益	愛がん動物用飼料の安全性は、都道府県ごとに程度の差を設けることなく、一律に確保されるべきものであるが、基準等が各都道府県により様々に設定された場合、消費者等が飼料の安全性について判断する際の根拠が不明確になる等、国が一元的に基準を設定する場合と比較して愛がん動物用飼料を安心して利用することが困難となり、便益が低下するおそれがある。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

上記の費用分析及び便益分析から、本法に規定する措置により愛がん動物用飼料の安全性を確保することにより得られる便益は大きく、これによる費用は、当該便益に比して合理的な範囲のものであると言える。このため、本法により愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことが適切である。
これまで事業者による自主的な取組は行われているが、すべての事業者に適用されるものではなく、遵守されるべき統一的な基準等を作成することは困難である。このため、すべての事業者に統一的、確実に対応を行わせるためには、事業者の自主的取組に任せるだけではなく、政府による法的規制が求められる。その際、費用対便益を踏まえ、基準の設定等の各種規制は、各都道府県が独自に対応するよりも、国において行われることが望ましい。

有識者の見解その他の関連事項

「ペットフードの安全確保に関する研究会」(農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長の委嘱による研究会)において、十分な安全を確保するための法規制を導入すべき旨の提言がなされている。
農林水産省及び環境省により実施された「ペットフードの安全に対する国民意識調査」においても、「ペットフードの安全性を確保するために法規制を導入すべき」又は「行政の法規制を中心に対応すべき」という意見が回答中40%を上回り、法規制の導入に対する期待が示されている。

レビューを行う時期又は条件

この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

備 考